解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

広島県三次市吉舎町敷地一九二番地

有限会社八幡工業

清算人　龍王　恭子

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

愛媛県大洲市長浜甲一〇二四番地の九

有限会社喜多製蝋所

清算人　上田　幸代

解散公告

当社は、平成二十六年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

北九州市小倉北区大畠一丁目六番三八―四〇一号

有限会社廣瀬

代表清算人　廣瀬　順一

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

福岡県大牟田市日出町一丁目三番地二

有限会社石丸建設

清算人　石丸誠二郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

福岡市中央区薬院一丁目一〇番一号

株式会社大地

代表清算人　清宮　敏之

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

大分市都町二丁目一番一〇号

H&T株式会社

代表清算人　村尾　和彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

沖縄県沖縄市知花一丁目二六番一九号

有限会社沖北興産

清算人　田場　敏子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年八月二十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

青森市篠田一丁目二七番一八号

宗教法人浄蓮寺

清算人　長尾　拓應

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年八月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

愛知県津島市立込町二丁目二一番地

海部津島土地開発公社

代表清算人　日比　一昭

解散公告（第二回）

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条の三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

大阪市北区茶屋町三八番地

株式会社大丸企業

仮代表清算人　弁護士　小谷　隆幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月十九日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

茨城県筑西市海老ヶ島二一二〇番地四

医療法人社団正清会

清算人　関谷　榮規

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月十五日開催の臨時社員総会決議により、同年八月二十八日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

東京都荒川区町屋三丁目一番一四号中田ビル一階一〇一号室

医療法人社団富士会

清算人　小林　武司

配当公告

大阪府豊中市北条町一丁目二二番一〇号カーサ緑地五〇六

破産者　野田　榮一

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十五年(フ)第五二八九号破産事件の最終配当を行うので次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五三、九九四、〇七八円

一、配当することのできる金額

金一〇、四四六、九八一円

平成二十六年九月二十五日

大阪府大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル二〇三号イデア綜合法律事務所

破産管財人弁護士　冨宅　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東鷹栖一一線一八号四三三番地一、最後の住所北海道旭川市東鷹栖一一線一八号四三三一番地の一

被相続人　亡　森山　年秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

北海道旭川市川端町四条六丁目四番一八号

相続財産管理人　北越　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市福島町七七〇番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森下　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

群馬県前橋市富士見町引田五一六番地六

相続財産管理人　樺澤　元治

第48期決算公告

平成26年9月25日　東京都港区港南一丁目8番40号

株式会社平山

代表取締役　平山　善一

貸借対照表の要旨　（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,427,435	流動負債	1,360,431
固定資産	357,372	固定負債	1,188,754
有形固定資産	104,130	株主資本	1,229,075
無形固定資産	713	資本金	100,000
投資その他の資産	252,527	資本剰余金	16,000
		その他資本剰余金	16,000
		利益剰余金	1,147,830
		利益準備金	21,611
		その他利益剰余金	1,126,219
		（うち当期純利益）	(178,601)
		自己株式	△34,755
		新株予約権	6,546
資産合計	3,784,808	負債・純資産合計	3,784,808